

## 新旧対照表

【税関検査場電子申告ゲートを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 31 年 3 月 30 日財関第 439 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（用語の意義）</p> <p>1 税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成15年財務省令第7号。以下「省令」という。）の規定に関する用語の意義については、次による。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 省令第3条の2に規定する税関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機とは、<u>税関検査場等</u>に設置された電子申告端末（顔認証機能を有するか有しないかを問わない。）をいう。</p> <p>（携帯品等の輸入申告手続） （省略）</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>1 （同左）</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(3) 省令第3条の2に規定する税関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機とは、<u>税関検査場</u>に設置された電子申告端末（顔認証機能を有するか有しないかを問わない。）をいう。</p> <p>（携帯品等の輸入申告手続） （同左）</p>